

住宅改修の費用を助成します

〔豊田市障がい者日常生活用具給付等事業〕 居宅生活動作補助用具

◆対象者

- 以下の身体障がい者手帳をお持ちの方
 - ・下肢機能障がい：3級以上
 - ・体幹機能障がい：3級以上
 - ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る）：3級以上
 - ・視覚障がい：2級以上
- 難病患者の方（下肢又は体幹機能に障がいのある方）
⇒ 住宅改修の必要性が記載された医師の診断書（専用の診断書）が必要です。

工事着工前の申請
が必要です！！

※介護保険対象の方の住宅改修は、介護保険課に御相談ください。

- ①65歳以上の方
- ②40歳以上65歳未満で下記の16の特定疾病に該当する方
筋萎縮性側索硬化症、後縦靭帯骨化症、骨折を伴う骨粗鬆症、多系統萎縮症、初老期における認知症、脊髓小脳変性症、脊柱管狭窄症、早老症、糖尿病性神経障がい・糖尿病性腎症・糖尿病性網膜症、脳血管疾患、パーキンソン病関連疾患、閉塞性動脈硬化症、関節リウマチ、慢性閉塞性肺疾患、両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症、末期がん

◆基準額（対象工事上限額）

500,000円

（給付は対象工事額が基準額（対象工事上限額）に達するまで複数回申請可能）

◆費用負担

原則、費用の1割が自己負担額になります。ただし、世帯の状況により負担上限額が設けられています。

（裏面に続く）

◆住宅改修の範囲

障がい者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの

【屋内】

- ① 手すりの取付け
- ② 段差の解消
- ③ 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ④ 引き戸等への扉の取替え
- ⑤ 便器・浴槽・洗面台の取替え・設置・改造

【屋外】

- ⑥ スロープの取付け
- ⑦ 手すりの取付け

※下記は助成の対象外です

- | | |
|----------------|-----------------------|
| ・新築、増築工事 | ・受付時点で既に着工、完了している工事 |
| ・単に老朽化に伴う取替え工事 | ・昇降機、エレベーター及び自動ドア等の工事 |
| ・施設に対する工事 | |

◆手続きの流れ

- ① 障がい福祉課へ申請
- ② 2週間程度で障がい福祉課から申請者へ支給決定通知を送付
// 業者へ支給決定連絡及び給付券を送付
- ③ 工事着工
- ④ 工事終了後、業者へ自己負担分を支払い、給付券に氏名等を記入
- ⑤ 業者から障がい福祉課へ公費負担分の請求

◆申請に必要なもの

- ① 障がい者手帳
- ② 見積書（申請者※の氏名の記載があり、社印の押印があるもの）
※ 障がい者が18歳未満の場合、申請者は保護者となります
- ③ 改修前後の見取図
- ④ 改修前の写真
- ⑤ 医師の診断書（難病患者の方のみ）
- ⑥ 個人番号の分かるもの（マイナンバーカード等）
- ⑦ 窓口に来られる方の身分証明書

【問合せ】

〒471-8501 豊田市西町3-60 豊田市役所 障がい福祉課 給付担当
 【TEL】(0565)34-6751 【FAX】(0565)33-2940
 【E-mail】shougai_hu@city.toyota.aichi.jp